

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合又は都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

（参考；信用保険法第2条第5項第4号）

災害その他の突発的な事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- （イ）指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内